

## 多賀城市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した指定管理者に係る監査の結果について、指定管理者より措置を講じた旨の通知があったので、下記のとおり公表する。

平成30年3月20日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

### 記

#### 1 実施した監査の対象及び範囲

(1) 特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク

平成28年度多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブの指定管理

(2) カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

平成28年度多賀城市立図書館の指定管理

(3) 社会福祉法人 富谷福社会

平成28年度多賀城市桜木保育所の指定管理

#### 2 監査結果の報告日

平成30年2月26日

#### 3 措置状況の報告があった日

(1) 特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク

平成30年3月1日

(2) カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

平成30年3月16日

(3) 社会福祉法人 富谷福社会

平成30年3月16日

#### 4 監査結果の報告内容及びそれに対する措置状況

別紙のとおり

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 指定管理者に係る監査
- 2 監査の対象 平成28年度多賀城市鶴ヶ谷児童館、西部児童センター及び放課後児童クラブの指定管理
- 3 監査実施日 平成29年11月8日
- 4 監査対象団体 特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク
- 5 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■事業計画書の提出について                      平成28年度事業計画書が提出されていない。基本協定第14条で、指定管理者は事業計画書を前年度の3月10日までに市長へ提出しなければならないと規定されている。協定内容を適切に履行して頂きたい。</p>	<p>平成30年度事業計画書が提出されていないという監査委員の指摘(平成30年2月23日)を受け、平成30年2月26日付で提出した。                      今後は、基本協定に基づき、適切に履行していきたい。</p>

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 指定管理者に係る監査
- 2 監査の対象 平成28年度多賀城市立図書館の指定管理
- 3 監査実施日 平成29年11月14日
- 4 監査対象団体 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
- 5 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■指定管理業務収支決算書について(収入)</p> <p>弁償本預り金91,358円が収入決算額に計上されているが、これは資料の損傷等により利用者が多賀城市に賠償すべき性質のものであるから、多賀城市の歳入とすべきであり、指定管理者の収入とすべきものではない。</p>	<p>多賀城市教育委員会の指示に従い、弁償預かり金を返金することとしています。市より3月30日迄に請求書を頂き返金する予定で、多賀城市教育委員会と準備を進めております。</p>
2	指摘事項	<p>■指定管理業務収支決算書について(支出)</p> <p>資料購入費決算額15,892,487円の中には、資料の損傷等により利用者から受け取った弁償本預り金から購入した費用29,376円が含まれている。そのため、指定管理料から支出した資料購入費は、決算額として記載されている15,892,487円から29,376円を除いた15,863,111円となる。資料購入費決算額は指定管理料の精算対象経費にもなっていることから、当該決算額は15,863,111円とすべきである。</p>	<p>指摘事項(1)、(2)に基づき「平成28年度指定管理者収支決算書」を修正し、再提出致します。現在多賀城市教育委員会と手続きの準備を進めております。</p>
3	指摘事項	<p>■管理者の配置について</p> <p>図書館法第13条及び指定管理業務仕様書においては、館長を置くこととされているが、館長が約5か月間不在となっていた。</p>	<p>前館長の予期せぬ退職に直面し、市教育委員会に報告をしました。後任の人選について調整を行いましたが、着任までに期間を要し御指摘の不在期間が生じました。当該不在期間中は、副館長をはじめ図書館スタッフで業務に支障がでないよう努めていました。今後同様の事態に際しては、可能な限り不在期間を生じぬよう務めます。</p>

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 指定管理者に係る監査
- 2 監査の対象 平成28年度多賀城市桜木保育所の指定管理
- 3 監査実施日 平成29年11月17日
- 4 監査対象団体 社会福祉法人 富谷福祉会
- 5 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■毎月の業務報告書の提出について 各月の指定管理業務に関する業務報告書が提出されていない。指定管理業務仕様書で、指定管理者は毎月10日までに年度協定に定める内容を市長に報告しなければならないとされている。仕様書の内容を適切に履行して頂きたい。</p>	平成29年度から、改め毎日10日までに提出をしている。
2	指導事項	<p>■事業計画書及び収支予算書の提出について 平成28年度事業計画書及び収支予算書が遅延して提出されている。また、特別保育事業に関わるものが内訳として記載されていない。指定管理業務仕様書で、指定管理者は事業計画書及び収支予算書を年度開始の1か月前までに市長へ提出することとされており、特別保育事業に関しても仕様書において記載が求められているものである。仕様書の内容を適切に履行して頂きたい。</p>	平成28年度の反省を基に、平成29年度事業計画は、年度開始の1ヶ月前までに提出し、特別保育事業の項目も設け記載している。予算書内の「補助金事業収入(保育その他)」の内訳として別途資料(保補助金試算表)を添付している。